

新型コロナウイルス感染症対策 京丹後市独自の支援策を開始！

京丹後市事業継続応援給付金

京丹後市宿泊業緊急支援給付金

京丹後市観光地域づくりチャレンジ支援事業補助金

募集を開始します。

令和3年4月23日  
京丹後市役所

新型コロナウイルス感染症の拡大による売上げの急激な減少など、  
厳しい経営環境に置かれている市内事業者等に対し、事業の継続及  
び雇用の維持を支援するため、給付金の申請受付を開始します。

また、観光誘客の促進や市内でのマイクロツーリズムに寄与する  
仕組みを構築するため、関係事業者のパートナーシップによる市域  
観光地の付加価値づくりを支援する補助制度を開始します。

#### 【問い合わせ先】

各給付金、補助金により異なりますので、それぞれの問い合わせ  
先をご参照ください。

# 京丹後市事業継続応援給付金

(R3 年度予算額2億2千万円)

新型コロナウイルス感染症の拡大による売上げの急激な減少など、厳しい経営環境に置かれている市内事業者等に対し、事業の継続及び雇用の維持を支援するための給付金を支給するものです。

## 1 対象事業者

- (1) 市内に事業所を有する中小法人等
  - ※農林漁業を営む法人、医療法人、食品関連事業など会社以外の法人も対象となります。
- (2) 市内に住所かつ事業所を有する個人事業者等
  - ※農林漁業者、フリーランスを含む。

## 2 支給要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、平成31年又は令和2年の1月から3月の各月における事業収入に比べ、令和3年同月の事業収入の減少率が30パーセント以上となった月があること。ただし、京都府の緊急事態措置協力金又は国の一時支援金、本市の宿泊業緊急支援給付金の受給者を除く。

## 3 給付額

- (前年又は前々年の1月から3月の間の事業収入合計)
  - － (前年又は前々年同月比30%以上減少している月の事業収入×3)  
(千円未満切り捨て)
- 従業員数に応じ上限を設定
  - ・ 従業員数が1人～24人 従業員数×2万円
  - ・ 従業員数が25人以上 50万円

## 4 申請受付期間

令和3年4月26日(月)から6月30日(水)まで

## 5 申し込み・問い合わせ

- 農林漁業関係以外  
京丹後市役所商工観光部 商工振興課 電話 0772-69-0440  
メール shokoshinko@city.kyotango.lg.jp
- 農林漁業関係  
京丹後市役所農林水産部
  - 農業・畜産業 農業振興課：電話 0772-69-0410
  - 林業 農林整備課：電話 0772-69-0430
  - 水産業 海業水産課：電話 0772-69-0460
  - 農業振興課：nogyoshinko@city.kyotango.lg.jp
  - 農林整備課：norin@city.kyotango.lg.jp
  - 海業水産課：suisan@city.kyotango.lg.jp

# 京丹後市宿泊業緊急支援給付金

(R3 年度予算額 7,500 万円)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う不要不急の外出・移動の自粛により、影響を受け、売上げが減少している市内宿泊事業者等に対して、京丹後市宿泊業緊急支援給付金を支給することにより、事業の継続及び雇用の維持を支援するものです。

※国の一時給付金又は京都府の緊急事態措置協力金に上乗せして給付

## 1 対象事業者

市内に住所かつ事業所を有する個人事業者又は市内に事業所を有する法人事業者であって、令和2年11月以前において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条により許可を受け、旅館・ホテル又は簡易宿所を営む者であること。

## 2 支給要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、平成31年又は令和2年の1月から3月の各月における事業収入に比べ、令和3年同月の事業収入の減少率が30パーセント以上となった月があること。

## 3 給付額

- 個人事業主 30万円
- 法人 60万円

## 4 申請受付期間

令和3年4月26日（月）から6月30日（水）まで

## 5 申し込み・問い合わせ先

京丹後市役所商工観光部 商工振興課  
電話 0772-69-0440、ファックス 0772-72-2030  
メール shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

# 京丹後市観光地域づくりチャレンジ支援事業補助金

(R3 年度予算額 4,500 万円)

市内宿泊事業者、飲食事業者及び宿泊・飲食関連事業者が、観光コンテンツの開発及び販売等の経営効率化において、相互に連携し、新たなビジネスモデルの構築を図るための取り組みを支援するために、その取組に要した経費の一部に対し補助金を交付するものです。

## 1 補助対象事業者

市内の宿泊事業者、飲食事業者、宿泊・飲食関連事業者

## 2 補助対象要件

- (1) 補助対象事業者で、2 者以上が連携して取り組む事業であること
- (2) 補助対象事業者が複数の事業に取り組む場合、いくつでも事業には参画できるが、補助金の申請は、補助対象事業者 1 者につき 2 回限りとする。
- (3) 申請書の提出者（代表申請者）は、宿泊事業者又は飲食事業者とする。

## 3 補助金の額

補助金の上限額	補助率（千円未満切り捨て）
① 10 者未満の事業者による連携の場合：1 事業者につき 10 万円	補助対象経費の 10 分の 9 以内の額
② 10 者以上の事業者による連携の場合：連携する全ての事業者を通じて 100 万円	

## 4 申請受付期間

令和 3 年 4 月 26 日（月）から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

## 5 補助対象事業（事業例）

- ① 誘客促進に資する観光コンテンツの開発事業  
（お宿×飲食店×土産物店⇒宿泊+ランチ+お土産セットプランの開発）
- ② 共同仕入及び販売等の経営効率化事業  
（お宿×飲食店×食材供給者×土産店⇒EC サイトの開発）
- ③ 特産品、土産及びメニュー等の開発事業

## 6 申し込み・問い合わせ先

京丹後市役所商工観光部 観光振興課  
電話 0772-69-0450、ファックス 0772-72-2030  
メール kankoshinko@city.kyotango.lg.jp